

令和2年度第2回（第175回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和2年8月3日（月）

天神スカイホール（メインホールB）



議案番号	件名	頁
6	福岡広域都市計画地区計画の変更（市決定）	1
7	福岡広域都市計画道路の変更（市決定）	15
8	福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）	22
9	福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（市決定）	29



# 議案第6号

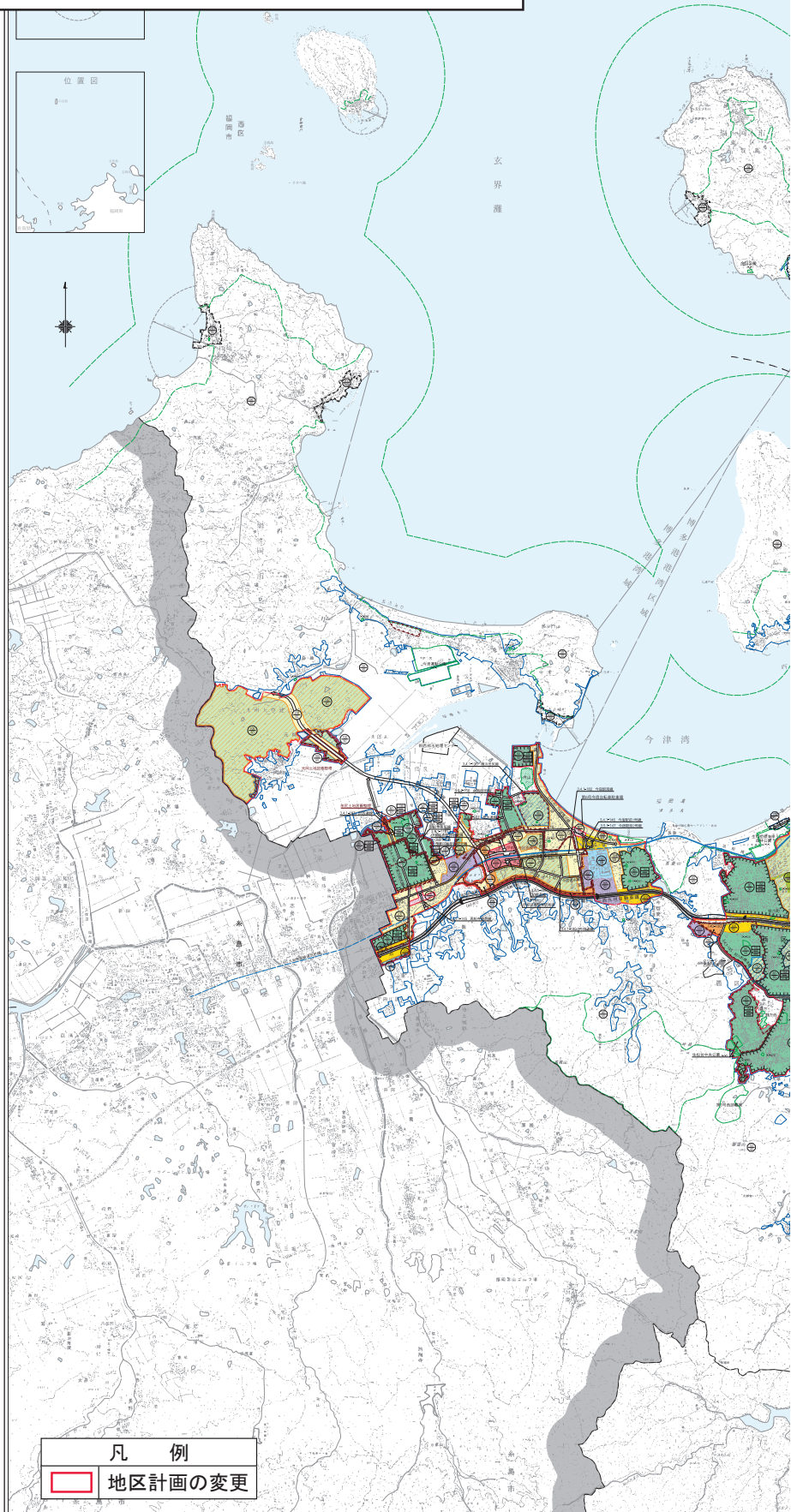
## 福岡広域都市計画地区計画の変更（市決定）

都市計画天神明治通り地区地区計画を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
天神明治通り地区地区計画	福岡市中央区天神一丁目及び二丁目の各一部	約 17.0ha	

# 福岡広域都市計画地区計画の変更(市決定)

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Exclusive Zone for Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Exclusive Zone for Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Exclusive Zone for Medium and High-rise Residences
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Exclusive Zone for Medium and High-rise Residences
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住居地域 Semi-Residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-Industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Allowed Between Building and Boundary
	敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住環境形成地区(特別用途地区) Residential Single-family Residential Zone
	特別用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高度利用地区 High Urbanization Zone
	防火地域 Fire-Protection District
	準防火地域 Quasi-Fire Protection District
	風致地区 Wind-Protective Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐車場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Project Roads
	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railroad
	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Pleas, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Project
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressways
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区界 Municipal Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio/Building Area Ratio(Urbanization Control Area)
	指定区域区分界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards



凡例  
地区計画の変更



福岡広域都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画天神明治通り地区地区計画を次のように変更する。

名 称	天神明治通り地区地区計画	
位 置	福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部	
面 積	約 17ha	
地区計画の目標	<p>当地区は福岡を代表する業務・商業地区であり、地下鉄天神駅や天神地下街に隣接するとともに、明治通り、昭和通り、渡辺通りに面し、地下と地上において多くの人々が行き交う地区である。</p> <p>国際的な都市間競争の激化や建築物の機能更新期を迎える中で、当地区では、計画的な機能更新と併せた中枢業務機能の強化や商業等多様な機能の導入、公共交通機関の乗換えや回遊等の歩行者ネットワークの強化、明治通りにおける風格ある景観形成等が課題となっている。</p> <p>このため、九州・アジア新時代の交流拠点といった都市像や、環境、魅力、安全安心、共働など、今後求められる都市づくりの視点を踏まえ、都市機能の強化及び、魅力ある質の高い市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p>	<p>1 都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>〈基本方針（共通項目）〉</p> <p>① 業務機能の高度化に加え、地上低層部から地下レベルを中心に「街の共用部」として集客、交流、創造機能の導入を図る。</p> <p>② 地上・地下の快適な歩行者空間の創出などとあわせて、土地の有効・高度利用を促進し、活力とにぎわいのある都心空間と魅力ある市街地環境の形成を図る。</p> <p>●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）</p> <p>③当地区は、明治通りに面して東西方向に長い街区形状であるため、駐車場計画にあたっては、駐車場の集約化及び出入口の集約化、共有車路の整備・運用などにより明治通り側の駐車場出入口を最低限とするとともに、公共交通利用の促進を図るなど、交通対策に取り組む。</p>
	<p>都市基盤施設及び地区施設の整備の方針</p>	<p>2 明治通りを骨格とし、東西の歩行者ネットワークとともに北天神・南天神への連絡強化を意識した歩行者の回遊性の向上を図るため、都市基盤施設及び地区施設の整備方針を以下のように定める。</p> <p>〈基本方針（共通項目）〉</p> <p>①地上・地下の敷地内歩行者用通路等の整備を誘導するとともに、主要な歩行者動線の結節点において、バリアフリー化された地上・地下を結ぶ縦動線や広場の整備を誘導する。</p> <p>●天神一丁目南ブロック</p> <p>②地下鉄天神駅及び天神地下街と市役所前地下広場を結ぶ歩行者用通路を整備するとともに、地下鉄天神駅、天神地下街及び地下通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）</p> <p>③地下鉄天神駅から天神西通り方面へのバリアフリー化された地下歩行者用通路を整備するとともに、地下鉄天神駅、地下歩行者用通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>④明治通りと市道天神23号線を結ぶ歩行者用通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り明治通りと南北の連絡強化に努める。</p>



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>都市基盤施設及び地区施設の整備の方針</p>	<p>●<b>天神一丁目北ブロック（14番街区）</b></p> <p>⑤都市計画道路天神通線と一体となった歩行者用通路を整備し、沿道の回遊性の向上に努めるとともに、地下鉄天神駅に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>⑥市道天神7号線と都市計画道路天神通線を結ぶ歩行者用通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り東西の連絡強化に努める。</p> <p>⑦にぎわいと憩いの空間を創出するため、都市計画道路天神通線と昭和通りの交差部に面して広場を整備する。</p> <p>〈誘導方針（努力項目）〉</p> <p>⑧明治通りにおいては、わかりやすく、歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、快適で高質な歩行者空間の創出を図る。</p> <p>●<b>天神一丁目南ブロック</b></p> <p>⑨因幡町通り（市道天神3号線）においては、渡辺通りを補完して天神を南北につなぐ魅力ある歩行者回遊動線となるよう、にぎわいと憩いの空間の創出や沿道の緑化等に努める。</p> <p>⑩街区外周の道路においては、快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、にぎわいのある歩行者空間の創出や緑化等に努める。</p> <p>⑪地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、多様な交流の場となるよう、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。</p> <p>●<b>天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）</b></p> <p>⑫地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、多様な交流の場となるよう、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。</p> <p>●<b>天神一丁目北ブロック（14番街区）</b></p> <p>⑬街区外周の道路においては、快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、にぎわいのある歩行者空間の創出や緑化等に努める。</p> <p>⑭地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>3 良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <p>〈基本方針（共通項目）〉</p> <p>①当地区にふさわしい業務・商業等の機能の集積と、建物低層部への歩行者空間に面したにぎわいの創出を図るため、必要に応じて「建築物等の用途の制限」を定める。</p> <p>②土地の健全かつ合理的な高度利用を通じて魅力ある市街地環境の形成を図るため、必要に応じて「建築物の容積率の最高限度」を定める。</p> <p>③歩行者及び自転車の安全で快適な空間を確保するため、必要に応じて「壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>④にぎわいのある街並みの形成を図るため、必要に応じて「建築物等の形態又は意匠の制限」「壁面の位置の制限」等を定める。特に明治通り沿道は、壁面が連続した景観の形成を図るとともに、魅力的な歩行者空間と風格のある都市景観を形成する建物デザインとする。</p>

〈誘導方針（努力項目）〉

- ⑤交通環境の改善を図るため、利用しやすい駐輪場の整備に努めるとともに、駐車場の出入口を周辺の交通環境や歩行者の安全に配慮した配置とし、集約化（車路共用化、地下接続等）に努める。
- ⑥環境との共生を図るため、環境負荷の低減や資源の再利用、緑化をはじめとする自然的環境の創出等に努める。
- ⑦安全・安心の向上を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備や、耐震性の向上をはじめとした防災性及び防犯性の向上に努める。

●天神一丁目南ブロック

- ⑧「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化、情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑨バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保など、交通環境の改善に努める。
- ⑩魅力ある街並みを創出するよう、建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ⑪健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。

●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）

- ⑫「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化、情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑬バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保など、交通環境の改善に努める。
- ⑭魅力ある街並みを創出するよう、建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ⑮健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。
- ⑯この地区計画の告示があった日において敷地内に現存する地下鉄換気塔については、建築物の建て替え後、壁面後退区域を除く建築物の敷地において機能確保を図る。

●天神一丁目北ブロック（14番街区）

- ⑰「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化・情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑱バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保、建築物の機能更新と併せた道路等整備、多層階での敷地内歩行者結節動線の設置など、交通環境の改善に努める。
- ⑲魅力ある街並みを創出するよう建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ⑳健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。
- ㉑市道天神9号線東側に隣接の敷地に現存する地下鉄換気塔については、当街区敷地の壁面後退区域を除く建築物の敷地において機能確保を図る。

〈許可方針（選択項目）〉

●天神一丁目南ブロック、天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）  
天神一丁目北ブロック（14番街区）

- ㉒良好なまちなみ及び魅力ある市街地環境を形成するため、必要に応じて「壁面の位置の制限」等を定め、特定行政庁の許可により当地区にふさわしい道路斜線制限及び隣地斜線制限の運用を図る。

	その他当該区域の整備及び開発に関する方針	4 地区の個性を創出するため、那珂川沿いにおける水辺の魅力を活かした環境形成や、天神交差点における街の個性を創出する建物コーナー部のデザインの工夫等により、地区のランドマークの形成に努める。			
再開発等促進区		約 4.9 ha			
主要な公共施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要
		広場Q	約100㎡		地上部
		広場R	約100㎡		地下部
		広場S	約100㎡		地上部
		広場T	約100㎡		地下部
		広場V	約100㎡		地上部
		広場W	約100㎡		地下部
	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要
		歩行者用通路A	6 m	約120 m	地下部(地下鉄天神駅等とバリアフリー接続)
		歩行者用通路B	4 m	約150 m	地下部 (この地区計画の告示があった日に地下鉄天神駅の出入口を有する敷地においては、当該通路を地下鉄天神駅に接続させるとともに、地下鉄天神駅の出入口機能を確保する)
		歩行者用通路C	2 m	約100 m	地上部

<b>再開発等促進区</b>						
<b>天神一丁目南ブロック</b>						
地区整備計画	面積	約 3.1 ha				
	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要
			広場A	約100㎡		地上部
			広場B	約100㎡		地上部
			広場C	約100㎡		地上部
			広場D	約100㎡		地上部
			広場E	約100㎡		地上部
			広場F	約100㎡		地上部
			広場G	約100㎡		地上部
			広場H	約100㎡		地上部
			広場I	約100㎡		地下部
			広場J	約100㎡		地下部

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要		
			広場K	約100㎡		地下部	地下鉄天神駅、天神地下街及び地下通路に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。 (ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)	
			広場L	約100㎡		地下部		
			広場M	約100㎡		地下部		
			広場N	約100㎡		地下部		
			広場O	約100㎡		地下部		
			広場P	約100㎡		地下部		
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要		
			歩行者用通路1号	3m	約75m	地下部	天神地下街とバリアフリー接続	
			歩行者用通路2号	3m	約60m	地下部		
建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</li> <li>2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物</li> <li>3 建築基準法別表第2(ハ)項第2号に掲げる工場</li> <li>4 建築基準法別表第2(ト)項第3号に掲げる工場</li> </ol> <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>							
	建築物の容積率の最高限度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の容積率の最高限度は、10分の90とする。</li> <li>2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針(努力項目)に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35(因幡町通り(市道天神3号線)に面する街区において、地下鉄天神駅、天神地下街、及び市道天神2号線・市道天神3号線の地下通路から地上部に至る出入口を確保する建築物のうち、主要な公共施設の整備等に寄与する建築物の容積率の最高限度については、さらに10分の15を加えた数値とする。)を前項に掲げる数値に加えた数値とする。</li> </ol> <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあつては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。(この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p>						
建築物等に関する事項								

建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O及びPの区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。</p> <p>ただし、当該広場の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが地上部にあつては5m、地下部にあつては2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 市道天神2号線、市道天神3号線、市道天神5号線、市道天神10号線、都市計画道路千代大手門線及び都市計画道路天神通線との境界線（計画線を含む。）から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）							
面積		約 1.1ha					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
			歩行者用通路3号	3m	約40m	地上部	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物</p> <p>3 建築基準法別表第2（へ）項第2号に掲げる工場</p> <p>4 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場</p> <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>				

	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率の最高限度は、10分の90とする。</p> <p>2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針（努力項目）に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35（天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。）を前項に掲げる数値に加えた数値とする。</p> <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあつては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。（この地区計画の告示があつた日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。）</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場Q、R、S及びTの区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。 ただし、当該広場の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、4m、2m又は1mとする。 ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

天神一丁目北ブロック（14番街区）							
面積		約 0.7ha					
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要	
			広場U	約100㎡		地上部	
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
			歩行者用通路4号	3m	約45m	地上部	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2（イ）項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物</p> <p>3 建築基準法別表第2（ハ）項第2号に掲げる工場</p> <p>4 建築基準法別表第2（ト）項第3号に掲げる工場</p> <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>					

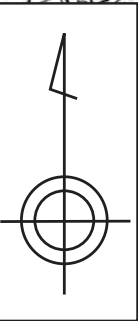
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率の最高限度は、10分の85とする。</p> <p>2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針（努力項目）に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35（天神ビッグバンポーン認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。）を前項に掲げる数値に加えた数値とする。</p> <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。（この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。）</p>
		壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場U、V及びW並びに歩行者用通路4号の区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。</p> <p>ただし、当該広場又は歩行者用通路の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが地上部にあつては10m、地下部にあつては2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、8m（地盤面からの高さが10mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等にあつては2m）又は2mとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び規模、地区施設の配置及び規模、並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

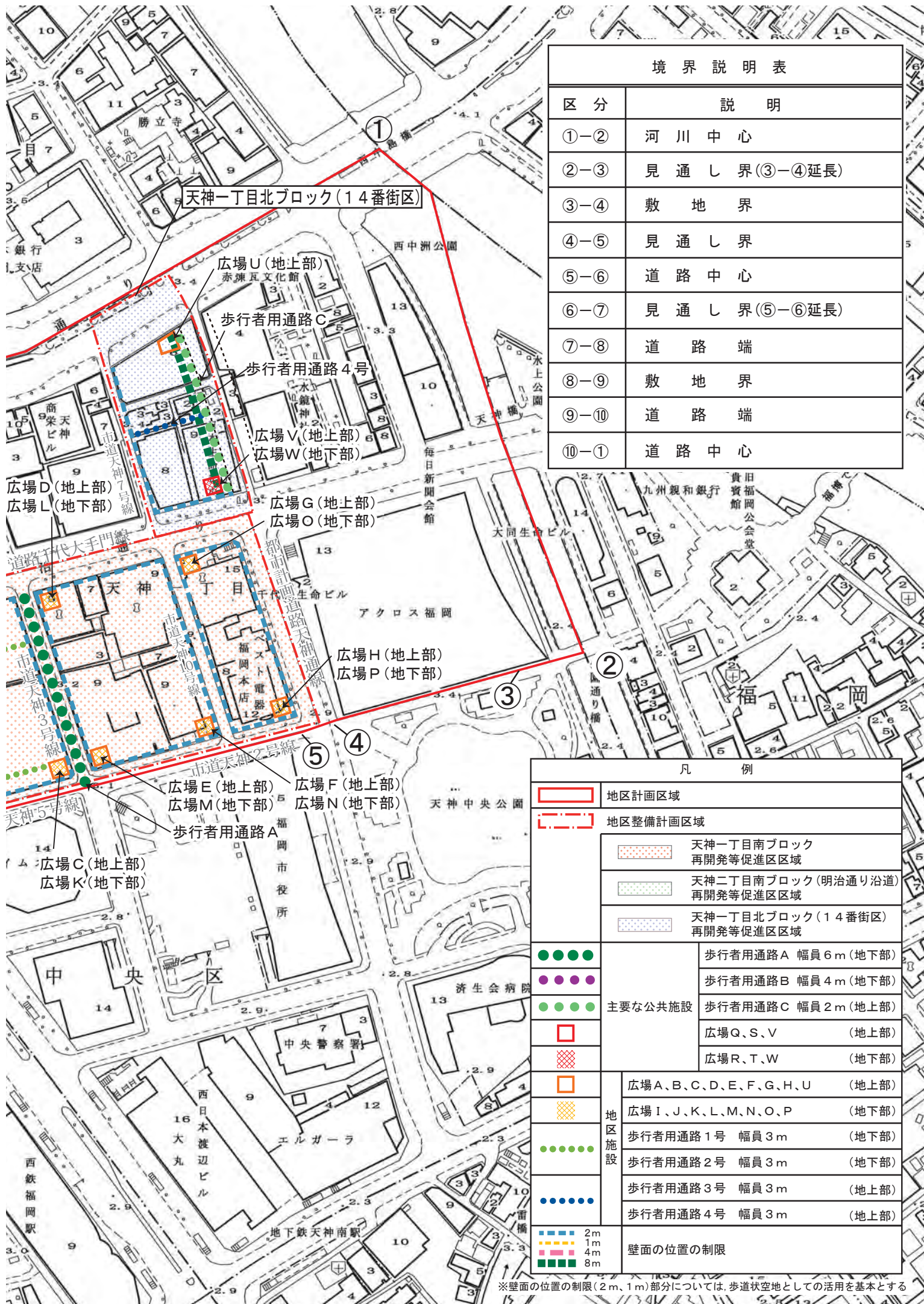
#### 理由

当地区は、福岡を代表する業務・商業地区であり、国際的な都市間競争の激化や建築物の更新期を迎える中で、業務機能の強化や多様な機能の導入、歩行者ネットワークの強化、風格ある景観形成等が課題となっている。このたび、都心部の都市機能の強化や魅力あるまちづくりを推進するため、本案のとおり変更する。

福岡広域都市計画 天神明治通り地区地区計画 計画図 S=1:2,500







区分	説明
①-②	河川中心
②-③	見通し界(③-④延長)
③-④	敷地界
④-⑤	見通し界
⑤-⑥	道路中心
⑥-⑦	見通し界(⑤-⑥延長)
⑦-⑧	道路端
⑧-⑨	敷地界
⑨-⑩	道路端
⑩-⑪	道路中心

	地区計画区域	
	地区整備計画区域	
	天神一丁目南ブロック 再開発等促進区区域	
	天神二丁目南ブロック(明治通り沿道) 再開発等促進区区域	
	天神一丁目北ブロック(14番街区) 再開発等促進区区域	
	主要な公共施設	歩行者用通路A 幅員6m(地下部)
		歩行者用通路B 幅員4m(地下部)
		歩行者用通路C 幅員2m(地上部)
	地区施設	広場Q、S、V (地上部)
		広場R、T、W (地下部)
	地区施設	広場A、B、C、D、E、F、G、H、U (地上部)
		広場I、J、K、L、M、N、O、P (地下部)
		歩行者用通路1号 幅員3m (地下部)
		歩行者用通路2号 幅員3m (地下部)
	地区施設	歩行者用通路3号 幅員3m (地上部)
		歩行者用通路4号 幅員3m (地上部)
	壁面の位置の制限	2m
		1m
		4m
		8m

※壁面の位置の制限(2m、1m)部分については、歩道状空地としての活用を基本とする



# 議案第7号

## 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）

都市計画道路中3・3・1－153号天神通線及び8・6・1－2号天神地下道2号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1-153	天神通線	福岡市中央区天神一丁目	福岡市中央区渡辺通五丁目	福岡市中央区天神一丁目	約660m	地表式	4車線	22m	福岡都市高速鉄道1号線、福岡都市高速鉄道2号線及び福岡都市高速鉄道3号線と立体交差3箇所 幹線街路と平面交差4箇所	—
特殊街路	8・6・1-2	天神地下道2号線	福岡市中央区天神二丁目	福岡市中央区天神二丁目	福岡市中央区天神二丁目	約210m	地下式	—	8m	—	歩行者専用道路

なお、福岡市中央区天神二丁目地内に約900㎡の天神地下中央広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

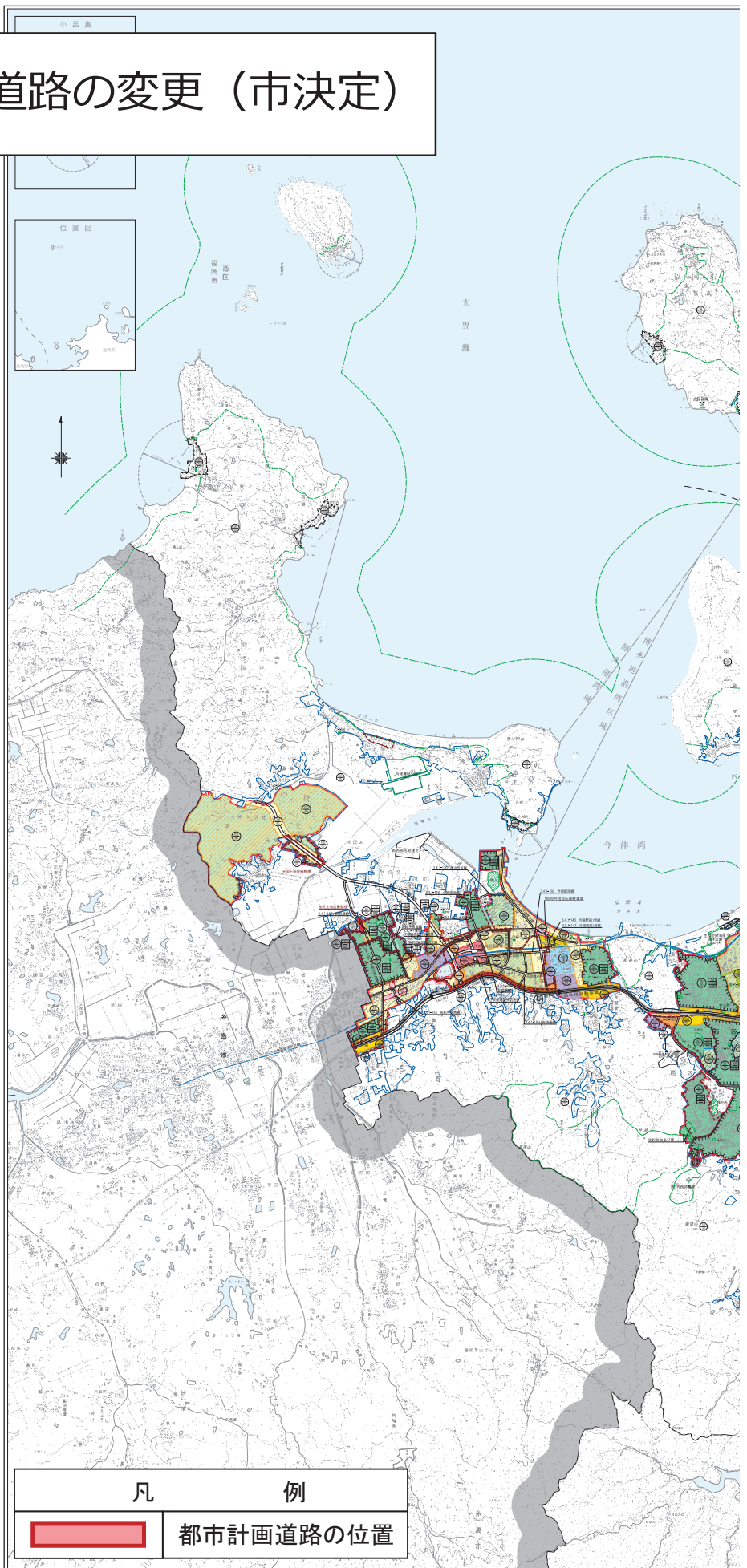
### 理由

都市計画道路3・3・1－153号天神通線においては、福岡市天神地区の交通の円滑化や幹線道路ネットワークの強化を図るため、本案のとおり変更するもの。

都市計画道路8・6・1－2号天神地下道2号線においては、隣接ビルの建替えに伴い、本案のとおり変更するもの。

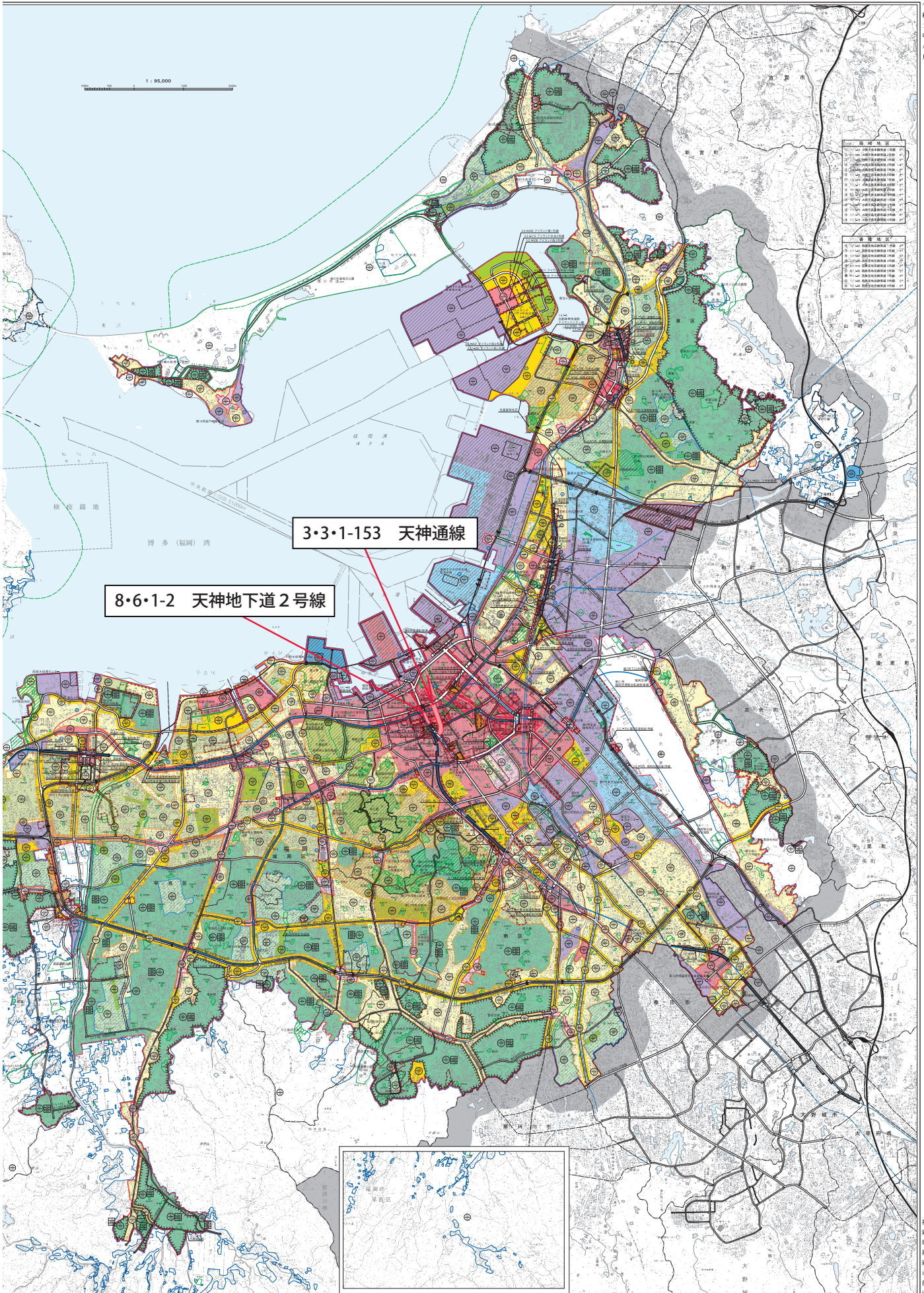
# 福岡広域都市計画道路の変更 (市決定)

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Exclusive Zone for Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Exclusive Zone for Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Exclusive Zone for Medium and High-rise Residences
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Exclusive Zone for Medium and High-rise Residences
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住居地域 Neighborhood Residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industrial Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Allowed Between Building and Boundary
	敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住環境形成地区(特別用途地区) Residential Single-family Residential Zone
	特別用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高度利用地区 High Urbanization Zone
	防火地域 Fire-protection District
	準防火地域 Quasi-Fire Protection District
	風致地区 Wind-shield Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐車場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Project Roads
	都市高速鉄道 Urban Rapid-transit Railroad
	公園・緑地・広場・墓園 Parks Green Areas, Pleas, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Project
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressways
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区町界 Ward/Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio/Building Area Ratio(Urbanization Control Area)
	指定区域区分界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards



## 凡例

都市計画道路の位置



8・6・1-2 天神地下道2号線

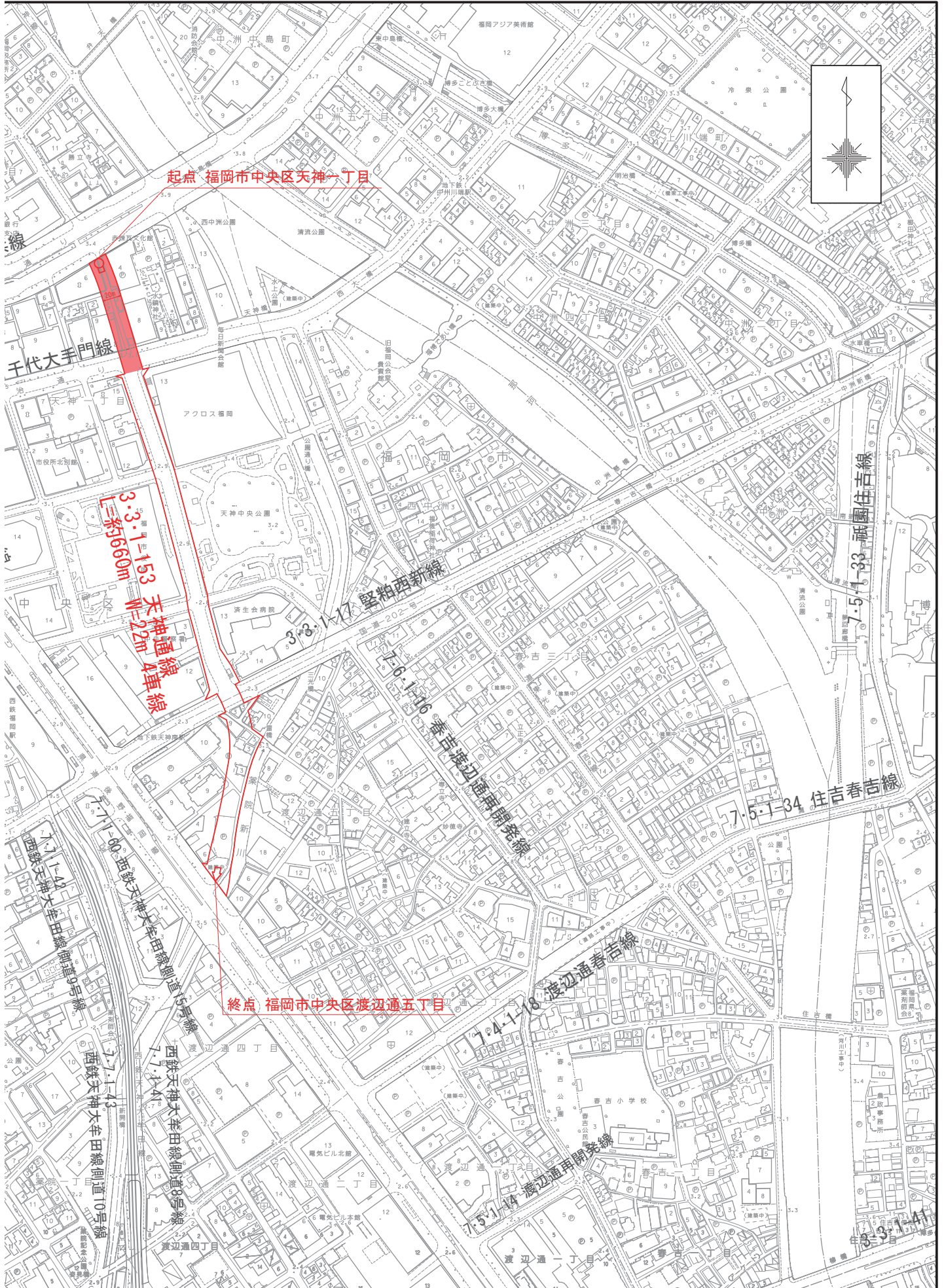
3・3・1-153 天神通線

指定地区	
1-1	天神地区
1-2	天神地区
1-3	天神地区
1-4	天神地区
1-5	天神地区
1-6	天神地区
1-7	天神地区
1-8	天神地区
1-9	天神地区
1-10	天神地区
1-11	天神地区
1-12	天神地区
1-13	天神地区
1-14	天神地区
1-15	天神地区
1-16	天神地区
1-17	天神地区
1-18	天神地区
1-19	天神地区
1-20	天神地区
1-21	天神地区
1-22	天神地区
1-23	天神地区
1-24	天神地区
1-25	天神地区
1-26	天神地区
1-27	天神地区
1-28	天神地区
1-29	天神地区
1-30	天神地区
1-31	天神地区
1-32	天神地区
1-33	天神地区
1-34	天神地区
1-35	天神地区
1-36	天神地区
1-37	天神地区
1-38	天神地区
1-39	天神地区
1-40	天神地区
1-41	天神地区
1-42	天神地区
1-43	天神地区
1-44	天神地区
1-45	天神地区
1-46	天神地区
1-47	天神地区
1-48	天神地区
1-49	天神地区
1-50	天神地区
1-51	天神地区
1-52	天神地区
1-53	天神地区
1-54	天神地区
1-55	天神地区
1-56	天神地区
1-57	天神地区
1-58	天神地区
1-59	天神地区
1-60	天神地区
1-61	天神地区
1-62	天神地区
1-63	天神地区
1-64	天神地区
1-65	天神地区
1-66	天神地区
1-67	天神地区
1-68	天神地区
1-69	天神地区
1-70	天神地区
1-71	天神地区
1-72	天神地区
1-73	天神地区
1-74	天神地区
1-75	天神地区
1-76	天神地区
1-77	天神地区
1-78	天神地区
1-79	天神地区
1-80	天神地区
1-81	天神地区
1-82	天神地区
1-83	天神地区
1-84	天神地区
1-85	天神地区
1-86	天神地区
1-87	天神地区
1-88	天神地区
1-89	天神地区
1-90	天神地区
1-91	天神地区
1-92	天神地区
1-93	天神地区
1-94	天神地区
1-95	天神地区
1-96	天神地区
1-97	天神地区
1-98	天神地区
1-99	天神地区
1-100	天神地区

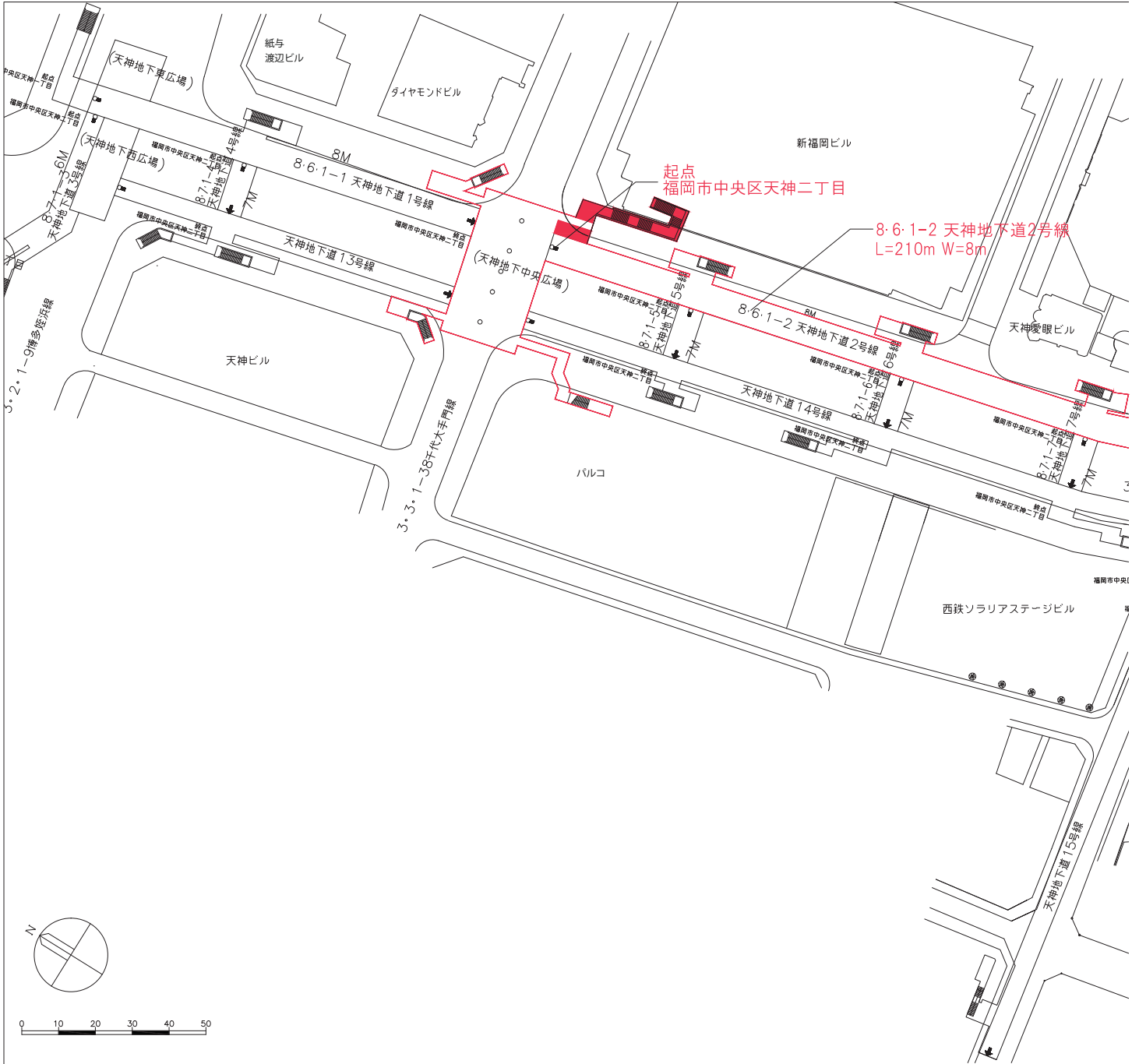
※本図は、令和2年4月現在の都市計画の情報を示したものであり、建築や開発等の際には、用途地域等都市計画制度について  
 福岡市は福岡市住宅都市部都市計画部都市計画課において、また福岡市域外は各々の市町において、起算している詳細な計画図で必ず確認してください。

福岡広域都市計画道路 計画図 S=1:5,000  
(3・3・1-153 天神通線)

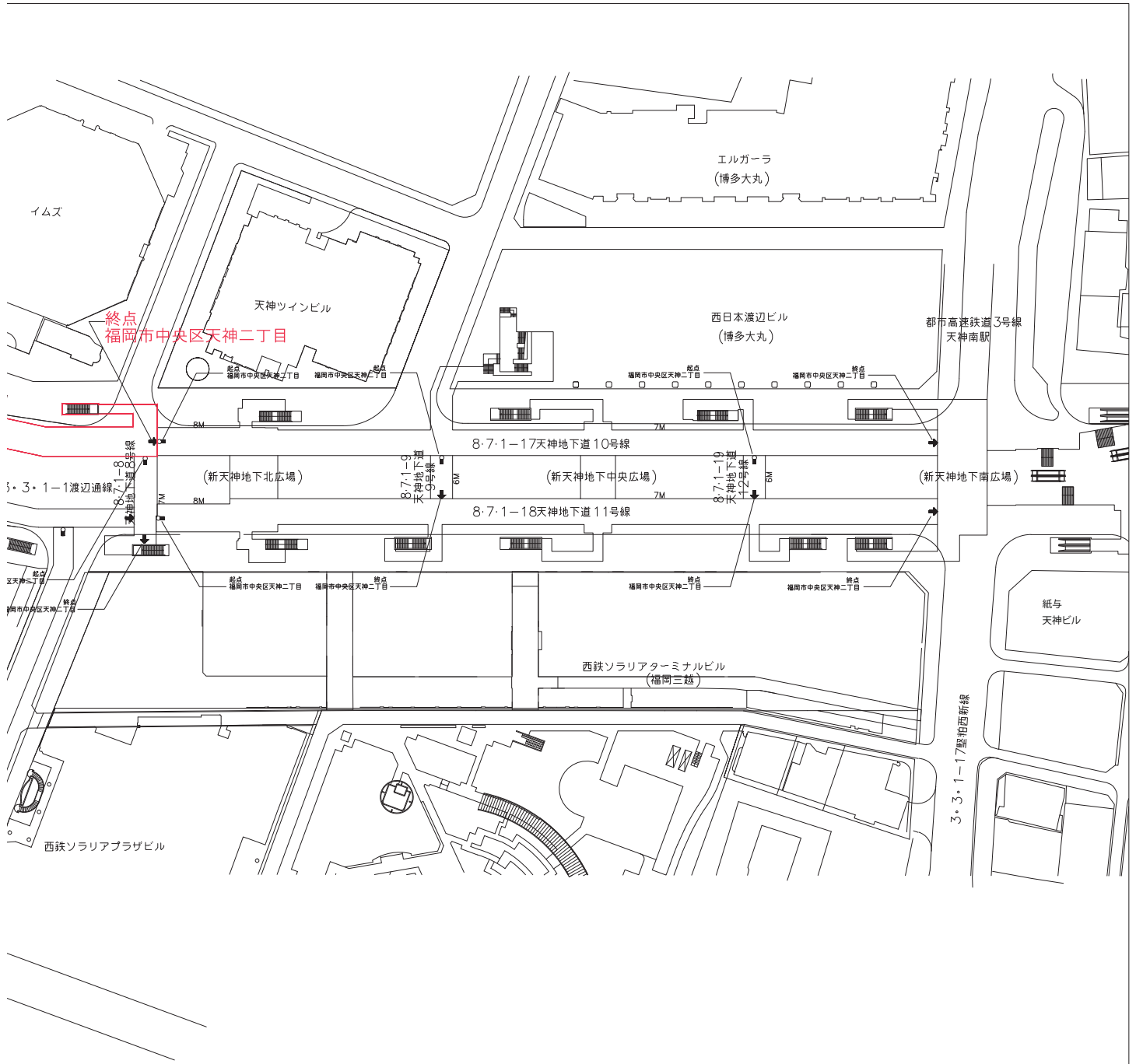




福岡広域都市計画道路 計画図 S=1:1,500  
 (8・6・1-2 天神地下道2号線)







# 議案第 8 号

## 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）

福岡広域都市計画都市高速鉄道中，福岡都市高速鉄道 1 号線を次のように変更する。

### 1. 線路部分

名称	位置			区域	構造		備考
	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	
福岡都市高速鉄道 1 号線	福岡市西区 姪の浜五丁目	福岡市博多区 空港前三丁目	福岡市早良区 西新三丁目	約 13,440m			線路線数 2
			福岡市中央区 天神二丁目				
			福岡市博多区 御供所町				
			福岡市博多区 博多駅中央街				
			福岡市博多区 東比恵二丁目				
内 訳	福岡市西区 姪の浜五丁目	福岡市西区 姪の浜一丁目	福岡市西区 姪の浜四丁目	約 530m	嵩上式		
			福岡市早良区 西新三丁目	約 12,550m	地下式		
	福岡市中央区 天神二丁目						
	福岡市博多区 御供所町						
	福岡市博多区 博多駅中央街						
	福岡市博多区 東比恵二丁目						
				約 360m	地表式		

## 2. 主要施設

名称		位置	区域	備考
路線名	施設名			
福岡都市 高速鉄道 1号線	姪浜駅	福岡市西 区姪の浜四丁目	約 7,100 m <sup>2</sup>	
	室見駅	福岡市早良区室見一丁目	約 4,100 m <sup>2</sup>	
	藤崎駅	福岡市早良区百道二丁目	約 4,600 m <sup>2</sup>	
	西新駅	福岡市早良区西新三丁目	約 6,900 m <sup>2</sup>	
	唐人町駅	福岡市中央区唐人町一丁目	約 4,600 m <sup>2</sup>	
	大濠公園駅	福岡市中央区大手門一丁目	約 5,900 m <sup>2</sup>	
	赤坂駅	福岡市中央区赤坂一丁目	約 6,000 m <sup>2</sup>	
	天神駅	福岡市中央区天神二丁目	約 10,500 m <sup>2</sup>	
	中洲川端駅	福岡市博多区上川端町	約 10,700 m <sup>2</sup>	
	祇園駅	福岡市博多区御供所町	約 5,100 m <sup>2</sup>	
	博多駅	福岡市博多区博多駅中央街	約 21,900 m <sup>2</sup>	
	東比恵駅	福岡市博多区東比恵二丁目	約 3,400 m <sup>2</sup>	
	福岡空港駅	福岡市博多区大字下臼井	約 3,300 m <sup>2</sup>	
	姪浜検車場	福岡市西 区下山門四丁目	約 94,000 m <sup>2</sup>	

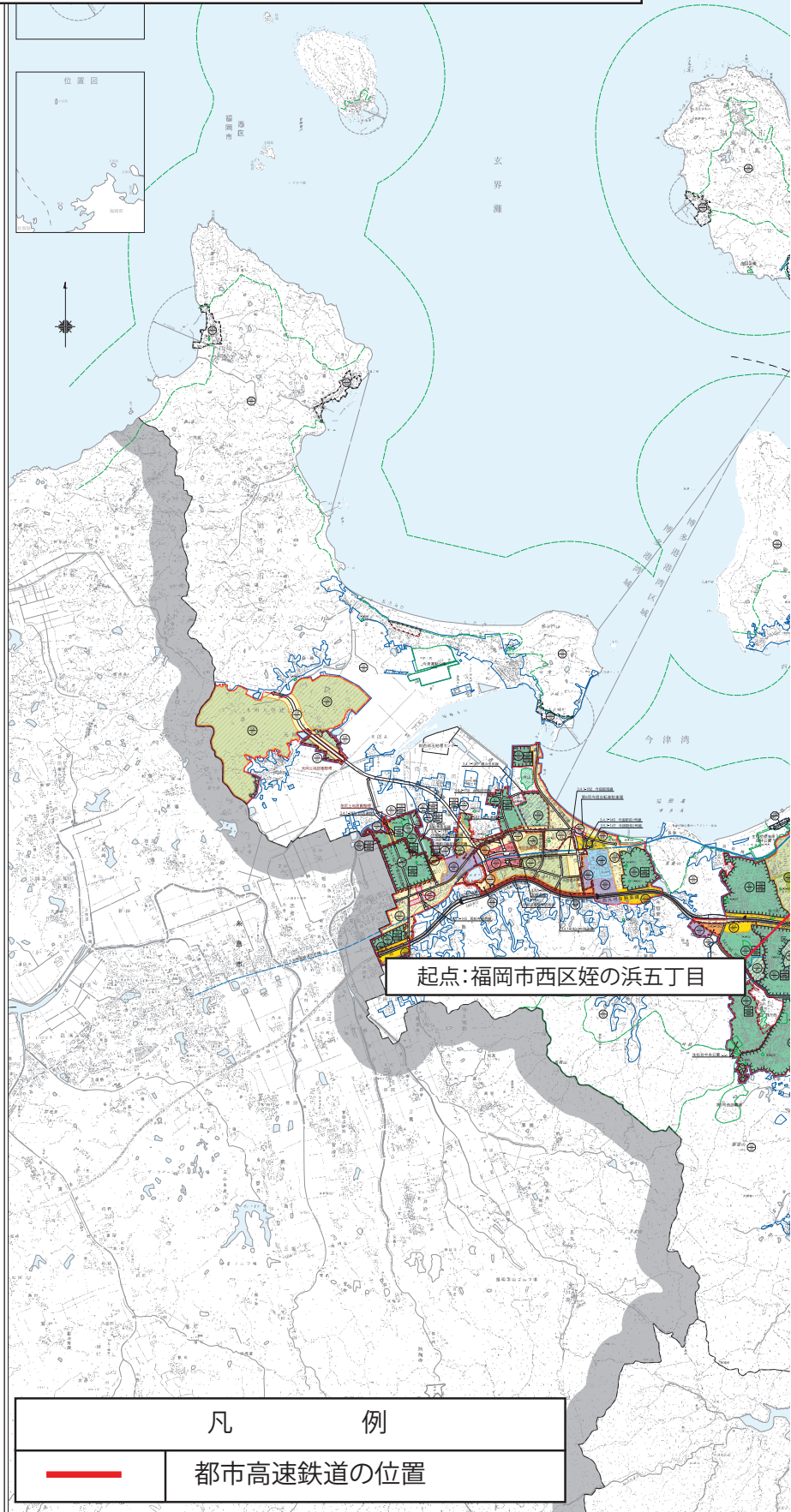
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

天神駅周辺における再開発計画に鑑み、福岡都市高速鉄道1号線を、本案のとおり変更するもの。

# 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Exclusive Zone For Low-Rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Exclusive Zone For Low-Rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Exclusive Zone For Medium and High-Rise Residences
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Exclusive Zone For Medium and High-Rise Residences
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住居地域 Semi-Residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-Industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Allowed Between Building and Boundary
	敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住環境形成地区(特別用途地区) Residential Single-Family Residential Zone
	特別用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高度利用地区 High Urbanization Zone
	防火地域 Fire-Protection District
	準防火地域 Quasi-Fire Protection District
	風致地区 Wind-Protective Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐車場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Project Roads
	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railroad
	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Pleas, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Project
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressways
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区界 Municipal Boundaries
	町界 Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio/Building Area Ratio (Urbanization Control Area)
	指定区域区分界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards



起点:福岡市西区姪の浜五丁目

凡例  
都市高速鉄道の位置

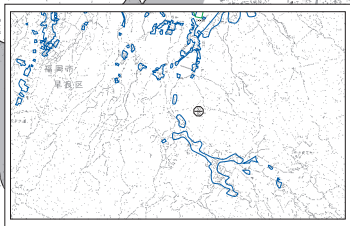
1 : 95,000

指定地区	
1	福岡市博多区博多駅前3丁目
2	福岡市博多区博多駅前4丁目
3	福岡市博多区博多駅前5丁目
4	福岡市博多区博多駅前6丁目
5	福岡市博多区博多駅前7丁目
6	福岡市博多区博多駅前8丁目
7	福岡市博多区博多駅前9丁目
8	福岡市博多区博多駅前10丁目
9	福岡市博多区博多駅前11丁目
10	福岡市博多区博多駅前12丁目
11	福岡市博多区博多駅前13丁目
12	福岡市博多区博多駅前14丁目
13	福岡市博多区博多駅前15丁目
14	福岡市博多区博多駅前16丁目
15	福岡市博多区博多駅前17丁目
16	福岡市博多区博多駅前18丁目
17	福岡市博多区博多駅前19丁目
18	福岡市博多区博多駅前20丁目
19	福岡市博多区博多駅前21丁目
20	福岡市博多区博多駅前22丁目
21	福岡市博多区博多駅前23丁目
22	福岡市博多区博多駅前24丁目
23	福岡市博多区博多駅前25丁目
24	福岡市博多区博多駅前26丁目
25	福岡市博多区博多駅前27丁目
26	福岡市博多区博多駅前28丁目
27	福岡市博多区博多駅前29丁目
28	福岡市博多区博多駅前30丁目
29	福岡市博多区博多駅前31丁目
30	福岡市博多区博多駅前32丁目
31	福岡市博多区博多駅前33丁目
32	福岡市博多区博多駅前34丁目
33	福岡市博多区博多駅前35丁目
34	福岡市博多区博多駅前36丁目
35	福岡市博多区博多駅前37丁目
36	福岡市博多区博多駅前38丁目
37	福岡市博多区博多駅前39丁目
38	福岡市博多区博多駅前40丁目
39	福岡市博多区博多駅前41丁目
40	福岡市博多区博多駅前42丁目
41	福岡市博多区博多駅前43丁目
42	福岡市博多区博多駅前44丁目
43	福岡市博多区博多駅前45丁目
44	福岡市博多区博多駅前46丁目
45	福岡市博多区博多駅前47丁目
46	福岡市博多区博多駅前48丁目
47	福岡市博多区博多駅前49丁目
48	福岡市博多区博多駅前50丁目
49	福岡市博多区博多駅前51丁目
50	福岡市博多区博多駅前52丁目
51	福岡市博多区博多駅前53丁目
52	福岡市博多区博多駅前54丁目
53	福岡市博多区博多駅前55丁目
54	福岡市博多区博多駅前56丁目
55	福岡市博多区博多駅前57丁目
56	福岡市博多区博多駅前58丁目
57	福岡市博多区博多駅前59丁目
58	福岡市博多区博多駅前60丁目
59	福岡市博多区博多駅前61丁目
60	福岡市博多区博多駅前62丁目
61	福岡市博多区博多駅前63丁目
62	福岡市博多区博多駅前64丁目
63	福岡市博多区博多駅前65丁目
64	福岡市博多区博多駅前66丁目
65	福岡市博多区博多駅前67丁目
66	福岡市博多区博多駅前68丁目
67	福岡市博多区博多駅前69丁目
68	福岡市博多区博多駅前70丁目
69	福岡市博多区博多駅前71丁目
70	福岡市博多区博多駅前72丁目
71	福岡市博多区博多駅前73丁目
72	福岡市博多区博多駅前74丁目
73	福岡市博多区博多駅前75丁目
74	福岡市博多区博多駅前76丁目
75	福岡市博多区博多駅前77丁目
76	福岡市博多区博多駅前78丁目
77	福岡市博多区博多駅前79丁目
78	福岡市博多区博多駅前80丁目
79	福岡市博多区博多駅前81丁目
80	福岡市博多区博多駅前82丁目
81	福岡市博多区博多駅前83丁目
82	福岡市博多区博多駅前84丁目
83	福岡市博多区博多駅前85丁目
84	福岡市博多区博多駅前86丁目
85	福岡市博多区博多駅前87丁目
86	福岡市博多区博多駅前88丁目
87	福岡市博多区博多駅前89丁目
88	福岡市博多区博多駅前90丁目
89	福岡市博多区博多駅前91丁目
90	福岡市博多区博多駅前92丁目
91	福岡市博多区博多駅前93丁目
92	福岡市博多区博多駅前94丁目
93	福岡市博多区博多駅前95丁目
94	福岡市博多区博多駅前96丁目
95	福岡市博多区博多駅前97丁目
96	福岡市博多区博多駅前98丁目
97	福岡市博多区博多駅前99丁目
98	福岡市博多区博多駅前100丁目

福岡都市高速鉄道1号線  
延長 約13,440m

変更箇所

終点:福岡市博多区空港前三丁目



※本図は、令和2年4月現在の都市計画の情報を示したものであり、建築や開発等の際には、用途地域等都市計画制度について福岡市は福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課において、また福岡市域外は各々の市町において、起算している詳細な計画図で必ず確認してください。

福岡広域都市計画都市高速鉄道（福岡都市高速鉄道1号線）計画図 S=1:2500





**福岡都市高速鉄道1号線(地下式)**





## 議案第9号

### 福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称	位置	面積 (ha)	備考
第1号生産緑地地区(松島)	松島一丁目地内	約0.73	
第2号生産緑地地区(立花寺)	立花寺二丁目地内	約0.30	
第3号生産緑地地区(三苦)	三苦三丁目地内	約0.20	
第4号生産緑地地区(三苦)	三苦三丁目地内	約0.16	
第5号生産緑地地区(清水)	清水三丁目地内	約0.10	
第6号生産緑地地区(上牟田)	上牟田一丁目地内	約0.44	
第7号生産緑地地区(清水)	清水三丁目地内	約0.17	
第8号生産緑地地区(麦野)	麦野二丁目地内	約0.17	
第9号生産緑地地区(麦野)	麦野二丁目地内	約0.10	
第10号生産緑地地区(麦野)	麦野一丁目地内	約0.07	
第11号生産緑地地区(板付)	板付七丁目地内	約0.06	
合計	11地区	約2.50	

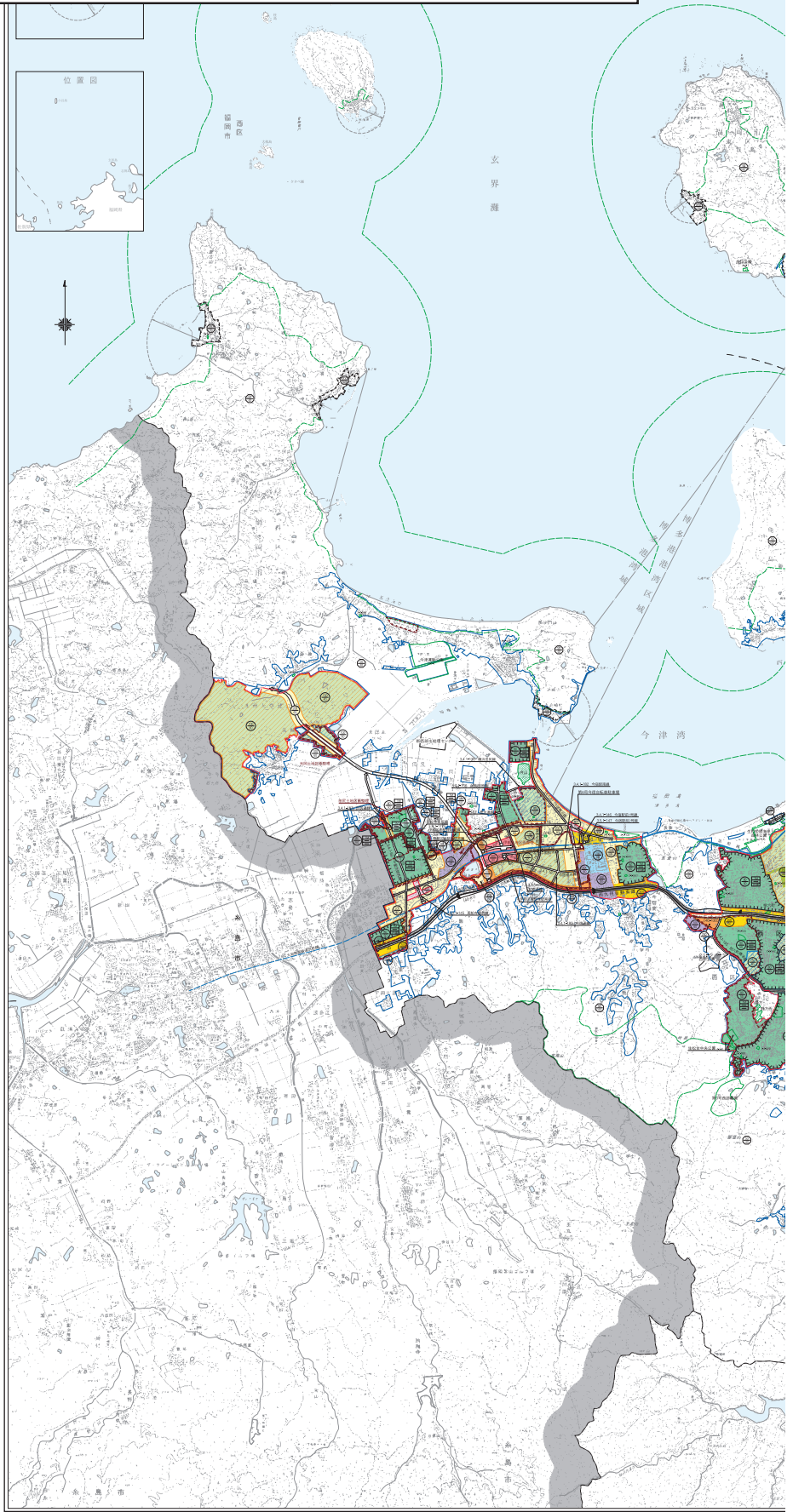
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

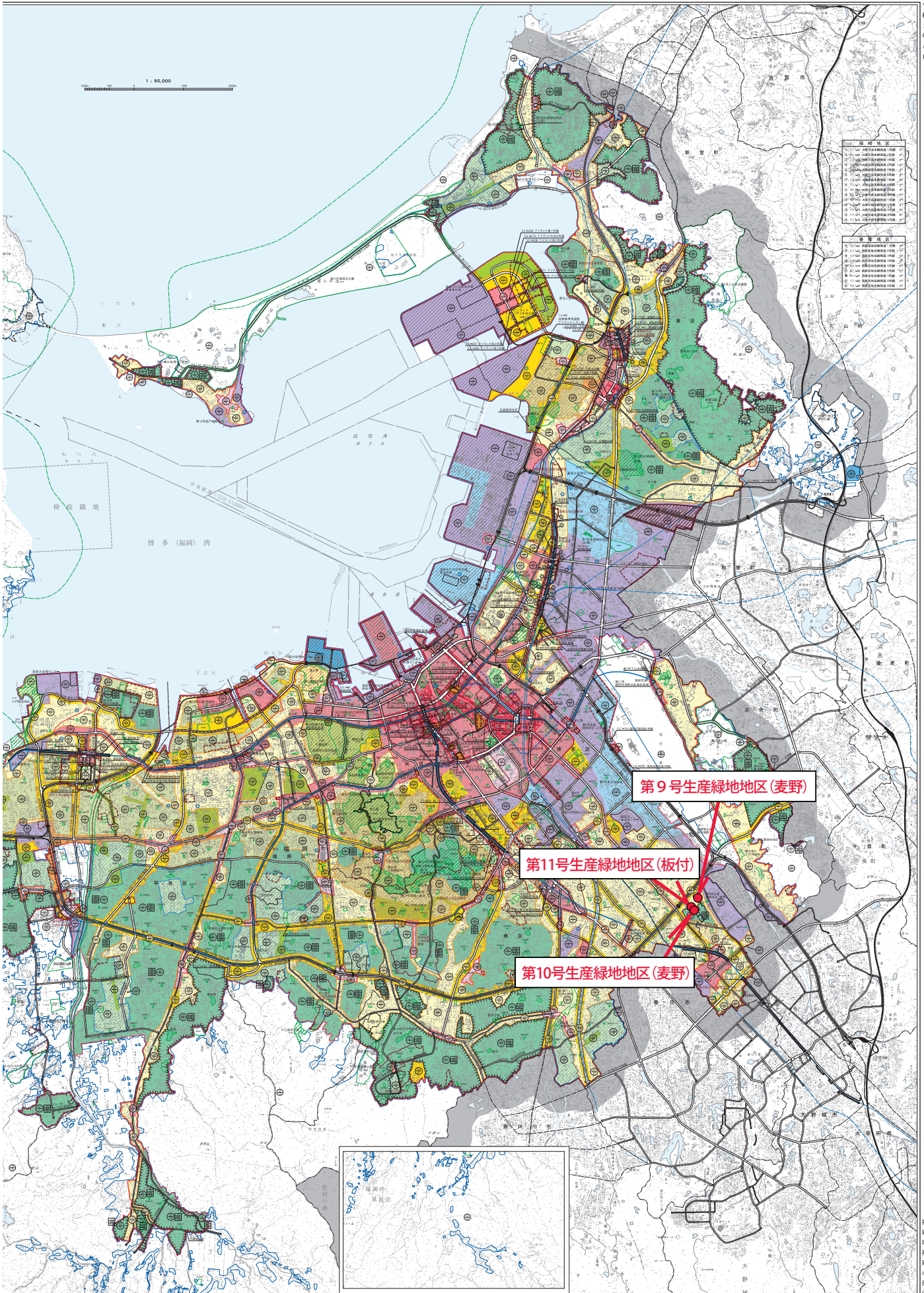
#### 理由

本農地は、長期に亘って営農継続が可能であり、生産緑地指定後も農地として適正な管理が見込まれることから、本市の都市農業の推進に資するものである。また、市街化区域内の緑地機能の補完として、良好な都市環境の形成にも寄与することから、本案のとおり変更するもの。

# 福岡広域都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Exclusive Zone For Low-Rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Exclusive Zone For Low-Rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10M)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Exclusive Zone For Medium and High-Rise Residences
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Exclusive Zone For Medium and High-Rise Residences
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住居地域 Semi-Residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-Industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Allowed Between Building and Boundary
	敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住環境形成地区(特別用途地区) Residential Single-Family Residential Zone
	特別用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高度利用地区 High Urbanization Zone
	防火地域 Fire-Protection District
	準防火地域 Quasi-Fire Protection District
	風致地区 Wind-Blow Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐車場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Project Roads
	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railroad
	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Pleas, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Project
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressways
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区町界 Ward, Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio/Building Area Ratio (Urbanization Control Area)
	市街化調整区域の指定 指定区域区分界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards



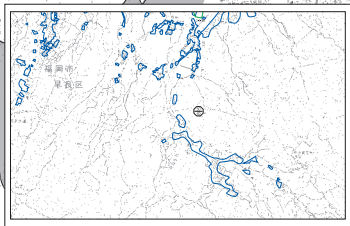


指定地区	
1-1	福岡市中央区
1-2	福岡市南区
1-3	福岡市東区
1-4	福岡市西区
1-5	福岡市南区
1-6	福岡市東区
1-7	福岡市西区
1-8	福岡市南区
1-9	福岡市東区
1-10	福岡市西区
1-11	福岡市南区
1-12	福岡市東区
1-13	福岡市西区
1-14	福岡市南区
1-15	福岡市東区
1-16	福岡市西区
1-17	福岡市南区
1-18	福岡市東区
1-19	福岡市西区
1-20	福岡市南区
1-21	福岡市東区
1-22	福岡市西区
1-23	福岡市南区
1-24	福岡市東区
1-25	福岡市西区
1-26	福岡市南区
1-27	福岡市東区
1-28	福岡市西区
1-29	福岡市南区
1-30	福岡市東区
1-31	福岡市西区
1-32	福岡市南区
1-33	福岡市東区
1-34	福岡市西区
1-35	福岡市南区
1-36	福岡市東区
1-37	福岡市西区
1-38	福岡市南区
1-39	福岡市東区
1-40	福岡市西区
1-41	福岡市南区
1-42	福岡市東区
1-43	福岡市西区
1-44	福岡市南区
1-45	福岡市東区
1-46	福岡市西区
1-47	福岡市南区
1-48	福岡市東区
1-49	福岡市西区
1-50	福岡市南区
1-51	福岡市東区
1-52	福岡市西区
1-53	福岡市南区
1-54	福岡市東区
1-55	福岡市西区
1-56	福岡市南区
1-57	福岡市東区
1-58	福岡市西区
1-59	福岡市南区
1-60	福岡市東区
1-61	福岡市西区
1-62	福岡市南区
1-63	福岡市東区
1-64	福岡市西区
1-65	福岡市南区
1-66	福岡市東区
1-67	福岡市西区
1-68	福岡市南区
1-69	福岡市東区
1-70	福岡市西区
1-71	福岡市南区
1-72	福岡市東区
1-73	福岡市西区
1-74	福岡市南区
1-75	福岡市東区
1-76	福岡市西区
1-77	福岡市南区
1-78	福岡市東区
1-79	福岡市西区
1-80	福岡市南区
1-81	福岡市東区
1-82	福岡市西区
1-83	福岡市南区
1-84	福岡市東区
1-85	福岡市西区
1-86	福岡市南区
1-87	福岡市東区
1-88	福岡市西区
1-89	福岡市南区
1-90	福岡市東区
1-91	福岡市西区
1-92	福岡市南区
1-93	福岡市東区
1-94	福岡市西区
1-95	福岡市南区
1-96	福岡市東区
1-97	福岡市西区
1-98	福岡市南区
1-99	福岡市東区
1-100	福岡市西区

第9号生産緑地地区(麦野)

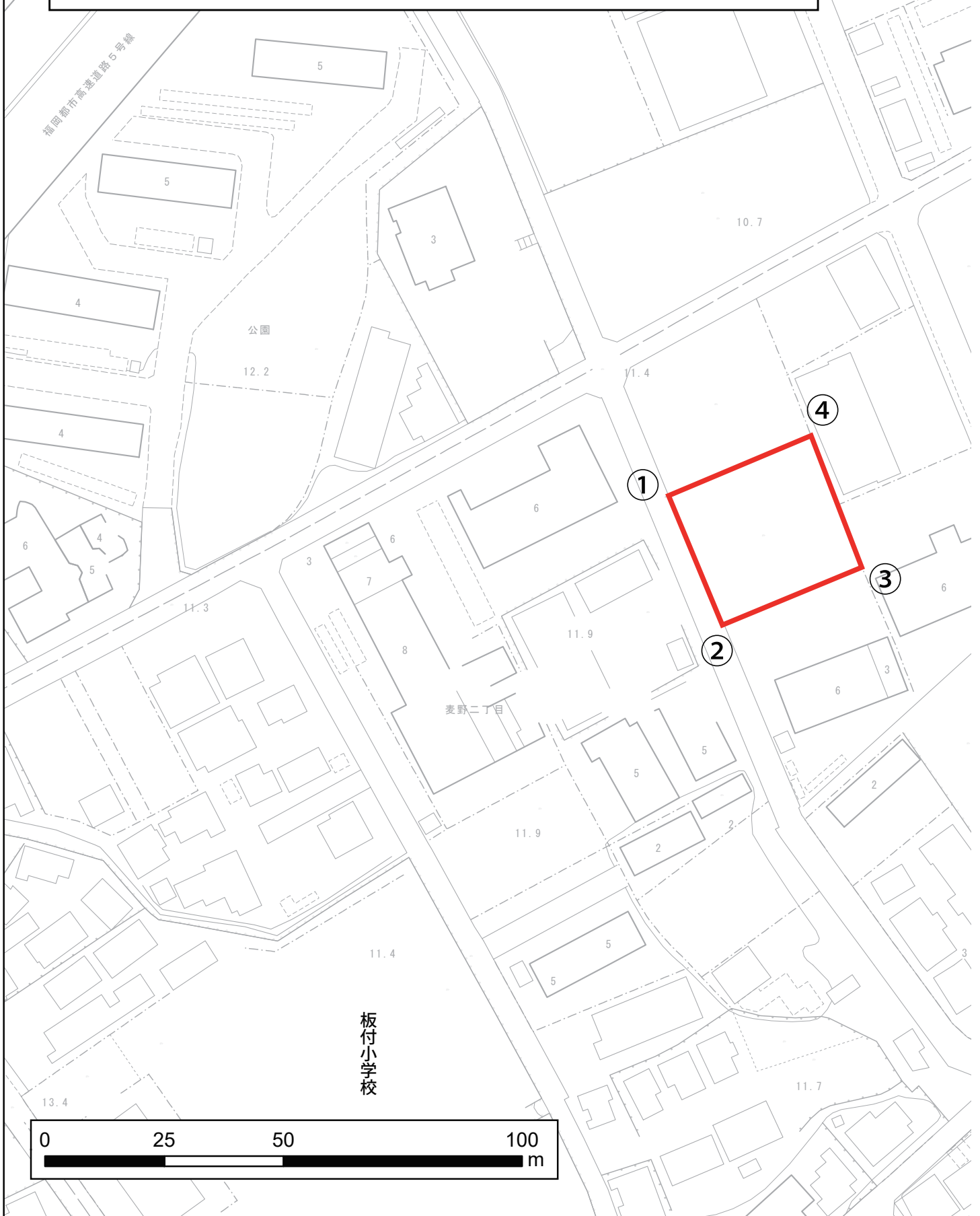
第11号生産緑地地区(板付)

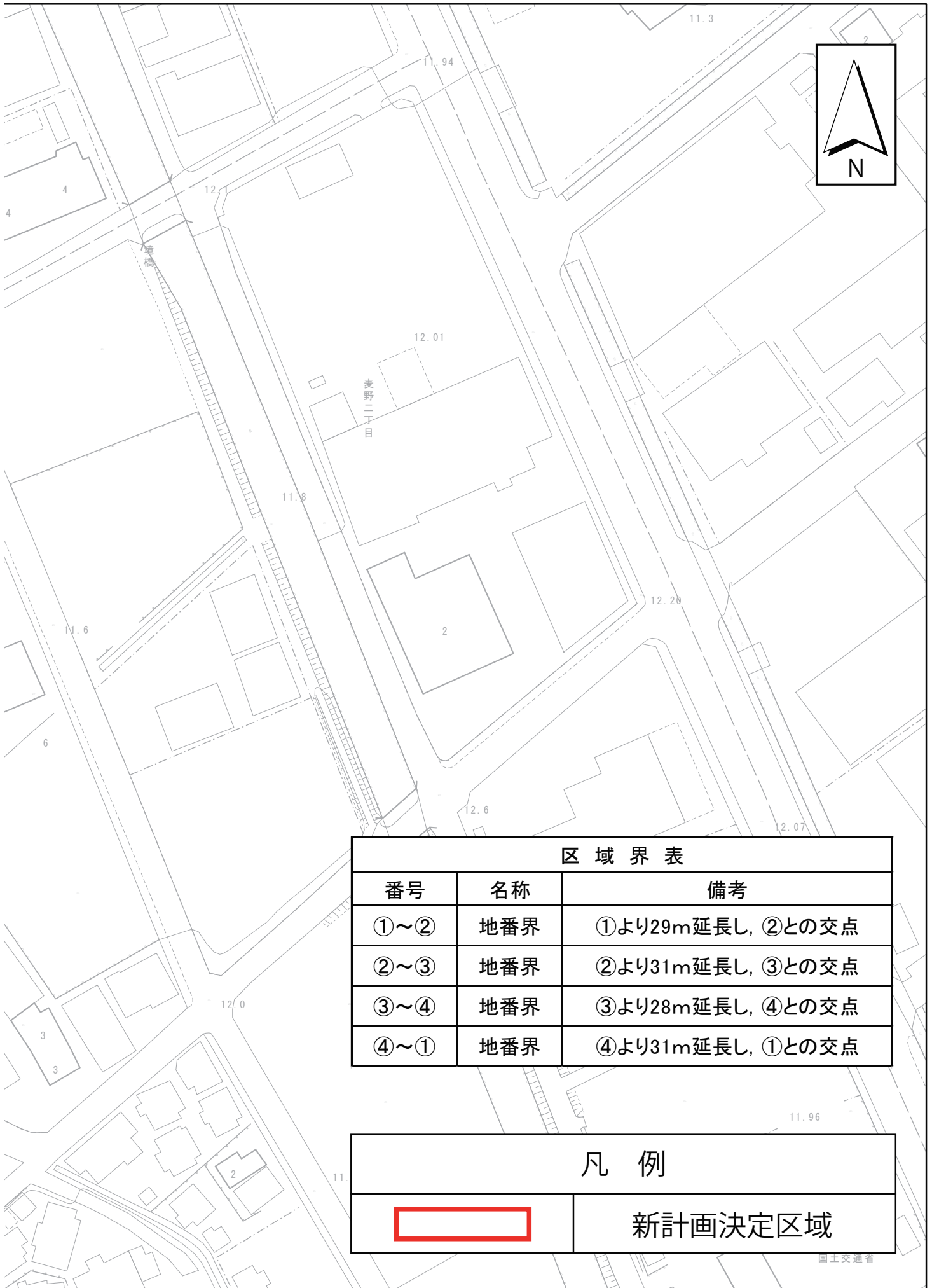
第10号生産緑地地区(麦野)




※本図は、令和2年4月現在の都市計画の転換を示したものであり、建築や開発等の際には、用途地域等都市計画制度について  
 福岡市は福岡市住宅都市部都市計画部都市計画課において、また福岡市域外は各々の市町において、起算している詳細な計画図で必ず確認してください。

福岡広域都市計画 第9号生産緑地地区（麦野）  
計画図 S=1:1,000



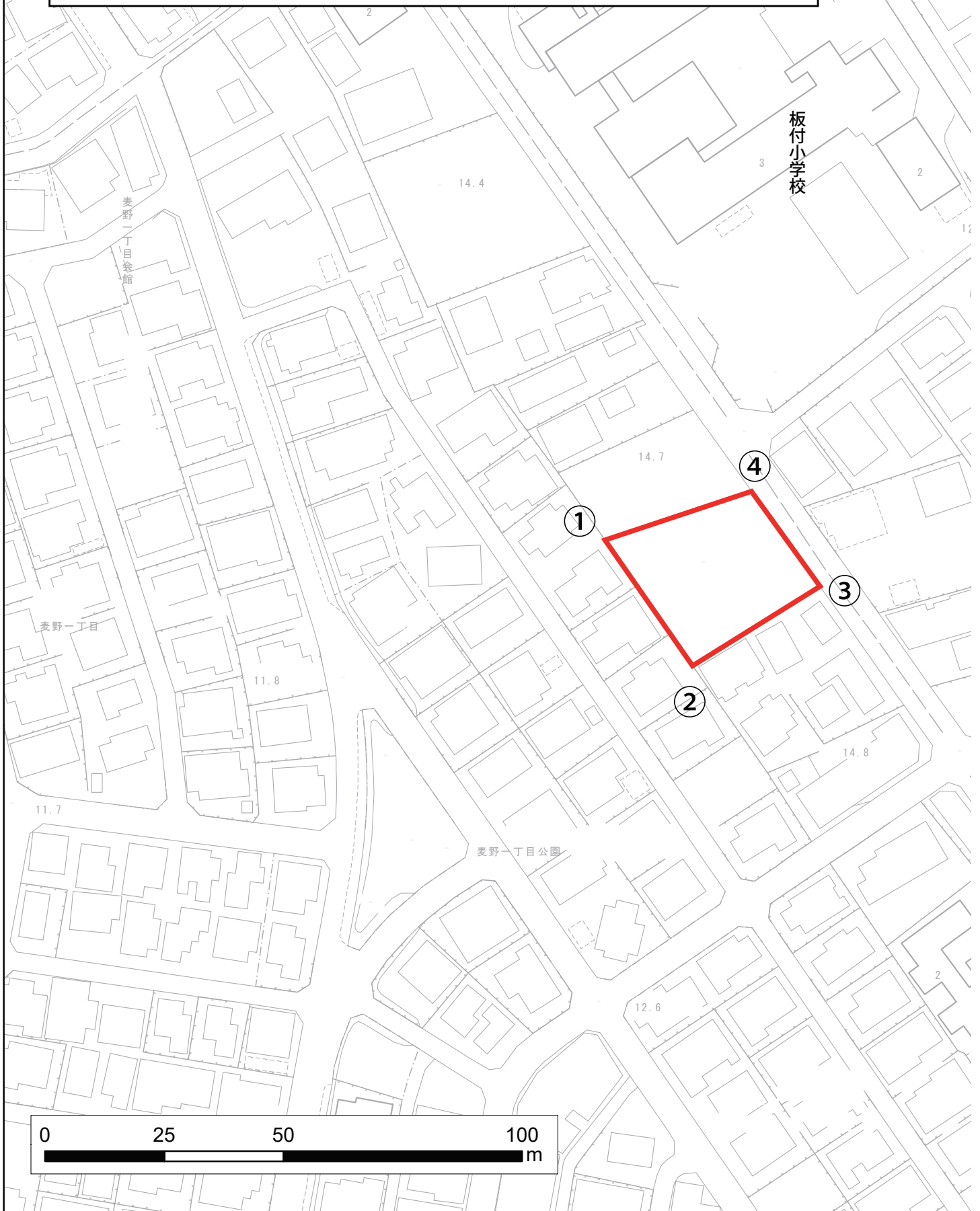


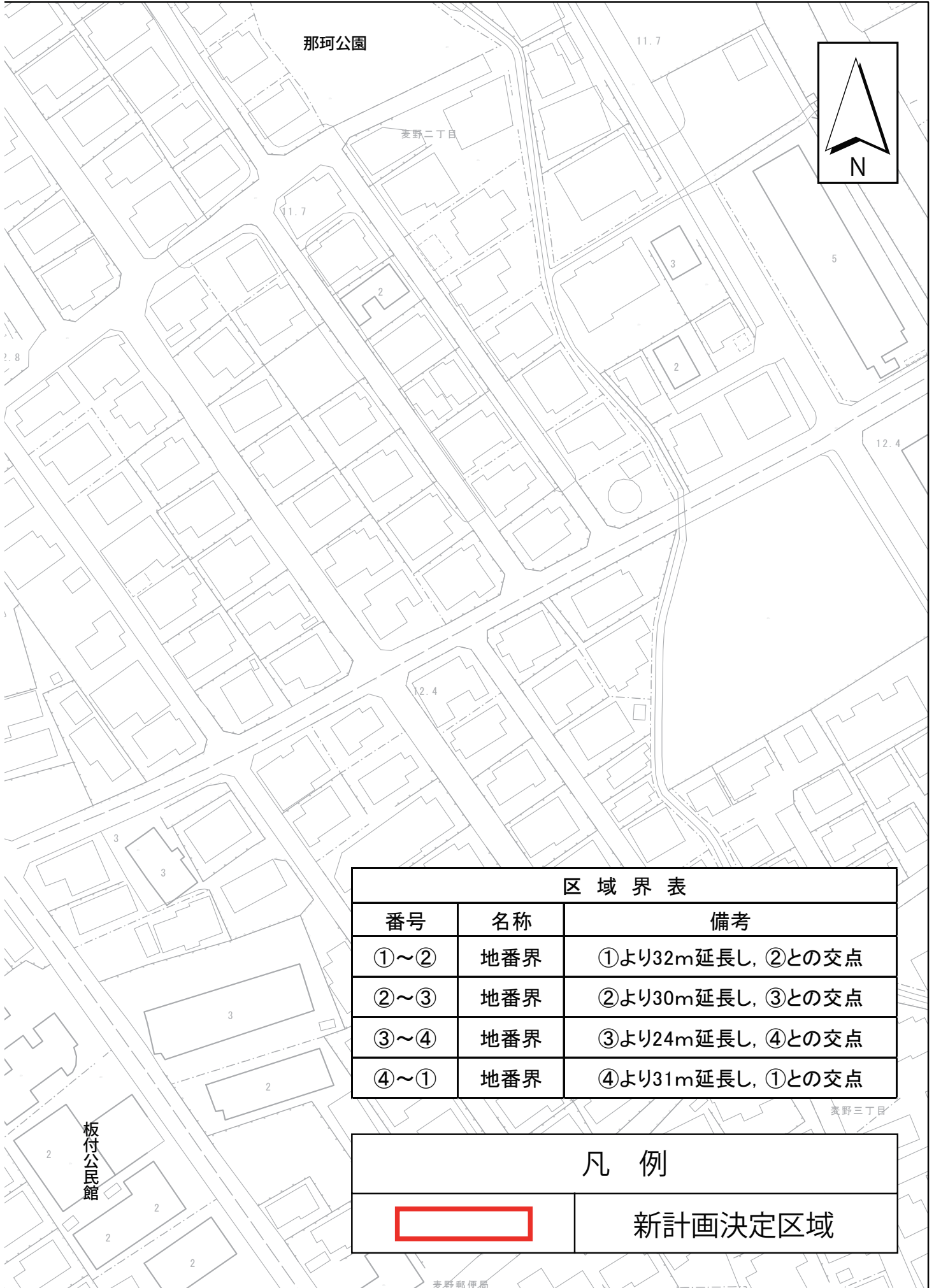
区域界表		
番号	名称	備考
①～②	地番界	①より29m延長し、②との交点
②～③	地番界	②より31m延長し、③との交点
③～④	地番界	③より28m延長し、④との交点
④～①	地番界	④より31m延長し、①との交点

凡 例	
	新計画決定区域

国土交通省

福岡広域都市計画 第10号生産緑地地区（麦野）  
計画図 S=1:1,000





那珂公園

11.7

麦野二丁目



11.7

2

3

5

2.8

2

12.4

12.4

3

3

2

板付公民館

2

2

2

2


麦野三丁目

麦野郵便局

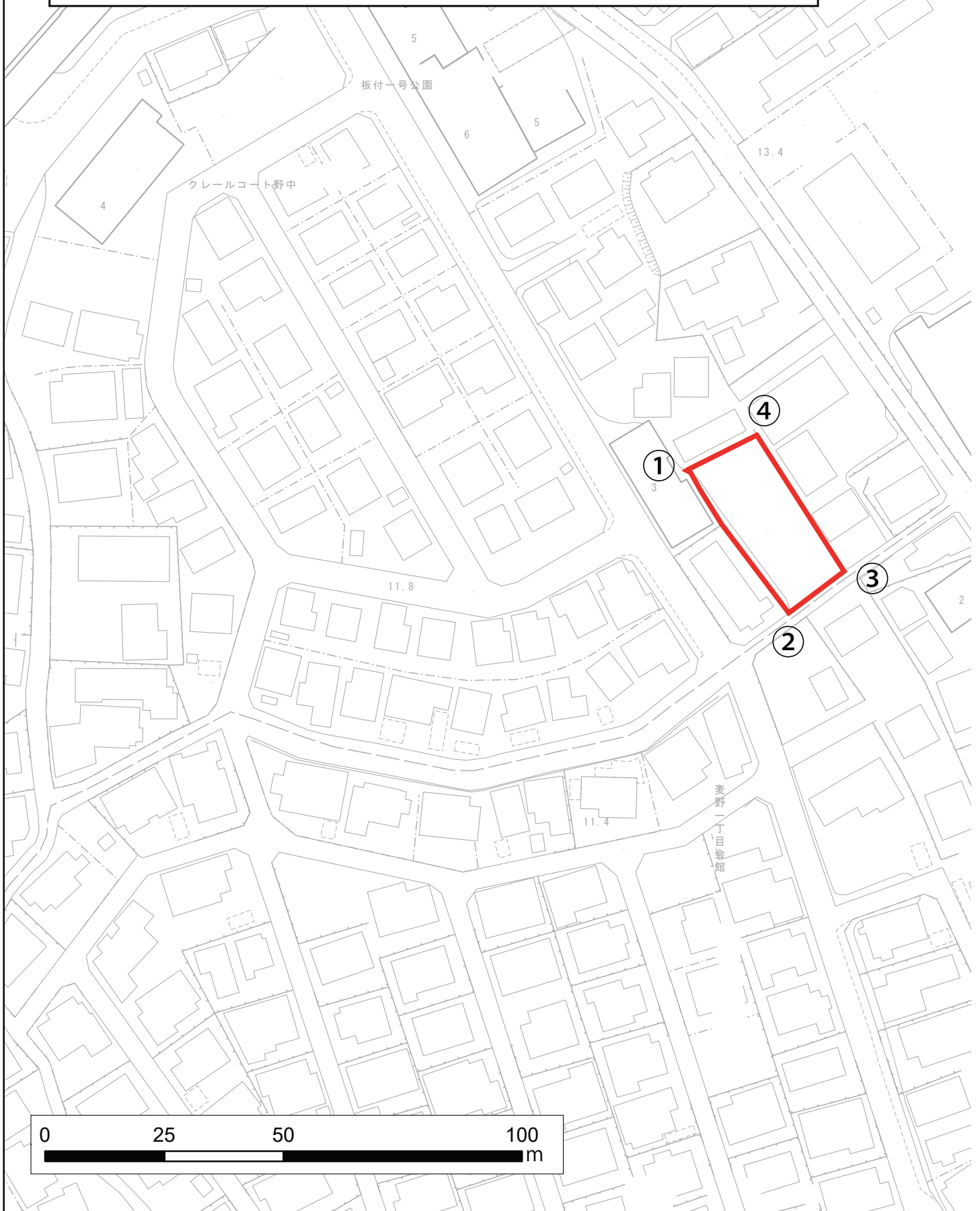
区域界表

番号	名称	備考
①～②	地番界	①より32m延長し、②との交点
②～③	地番界	②より30m延長し、③との交点
③～④	地番界	③より24m延長し、④との交点
④～①	地番界	④より31m延長し、①との交点

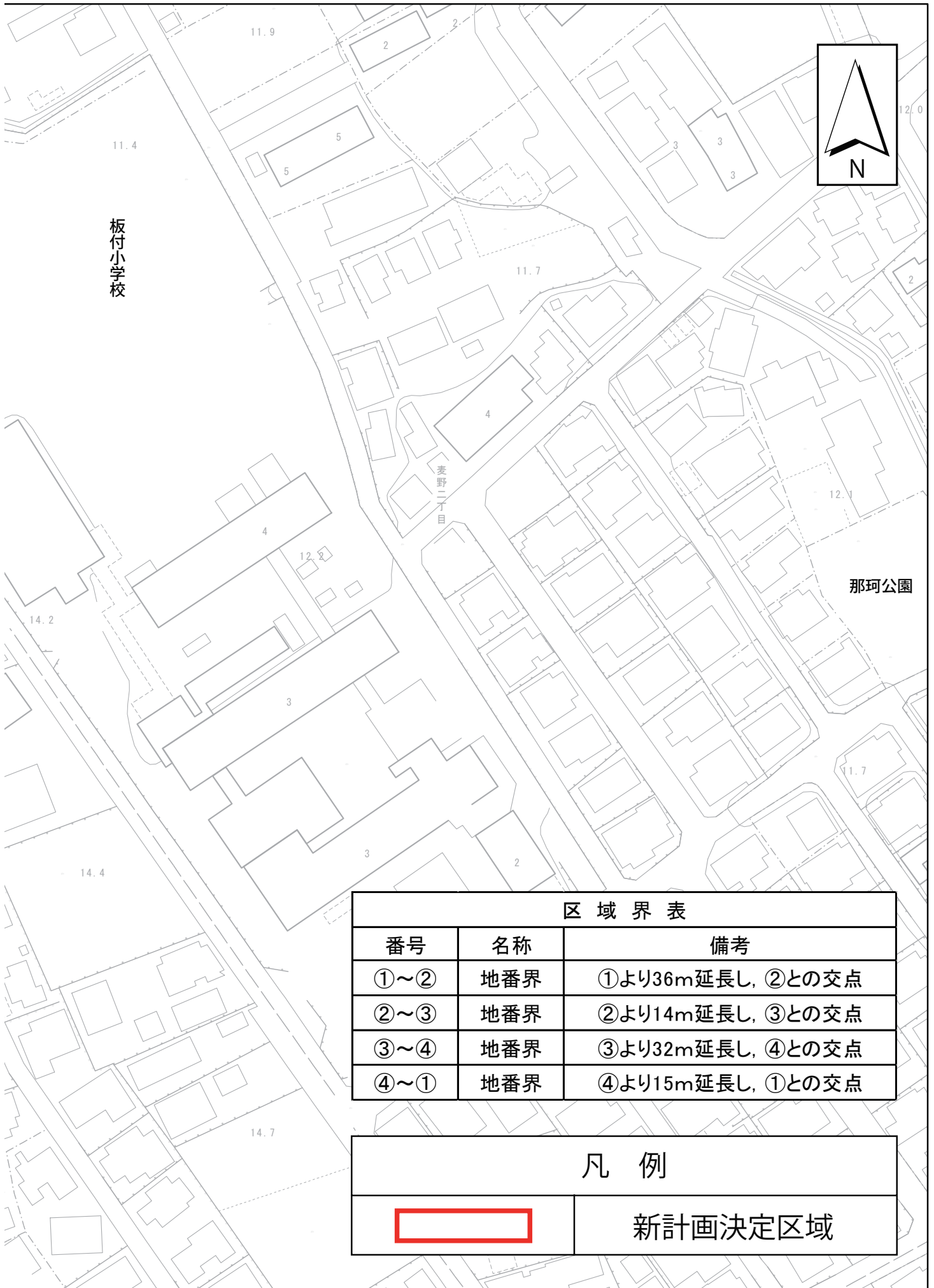
凡例

	新計画決定区域
---	---------

福岡広域都市計画 第11号生産緑地地区（板付）  
計画図 S=1:1,000








区域界表

番号	名称	備考
①～②	地番界	①より36m延長し、②との交点
②～③	地番界	②より14m延長し、③との交点
③～④	地番界	③より32m延長し、④との交点
④～①	地番界	④より15m延長し、①との交点

凡 例

	新計画決定区域
---	---------